認知症などで
判断能力が不十分な方への支援

成年後見制度

―後見人選定に役立つ情報が得られるように―

問い合わせ
地域介護課 ☎㊾2152

「成年後見制度」は、認知症や知的障害、精神障害などで支援が必要な方を法律的に支援する仕組みです。後見人などが本人の利益を考えながら、本人を代理して契約や手続きを行います。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

【法定後見制度】

より的確な判断能力の判定と、より適切な後見人などの選任を目的として、4月から新たな運用が始まりました。

新たに財産管理能力の確認だけでなく判断能力の確認のために診断書の書式が改定され、後見人などの選任に役立つ本人情報シートが導入されました

法定後見制度の種類

法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれています。本人の判断能力の程度で区分されます。

後見…ほとんど判断できない方
保佐…判断能力が著しく不十分な方
補助…判断能力が不十分な方

申し立てができる方

本人、配偶者、4親等以内の親族など

手続き先 家庭裁判所

後見人への報酬

家庭裁判所で報酬額を決定し、本人の財産から支払われます。

【任意後見制度】

本人の判断能力が十分あるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人と後見に関する契約を結んでおく制度です。

手続きは公証役場（広島市、岩国市などにあります）で行い、本人の判断能力が低下し支援が必要となったとき、任意後見人または4親等以内の親族が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申し立てを行い、選任後、任意後見業務が開始されます。

【成年後見人の役割】

成年後見人は、本人の意思を尊重しながら、生活状況や心身の状況も考慮し、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理などを行うことで、本人の生活や財産を守ります。

行える支援内容

○預貯金の管理や支払い手続き
○官公庁などへの各種手続き
○定期的な訪問などによる見守り活動
○本人が不利益な契約を結んでしまった場合などの取り消し
○福祉サービスの利用や入院などの手続き　など

行えない支援内容

○介護や食事などの事実行為
○手術などの医療行為の同意
○葬儀の喪主を務めること
○連帯保証人や身元保証人になること　など

【市の取り組み】

法定後見制度市長申し立て

申し立てを行う親族がいない方などのために、市長が家庭裁判所に申し立てを行います。

成年後見制度利用支援事業

市長が申し立てを行った方で、その申し立て費用および専門職の後見人報酬を支払うことが困難な場合は、助成を行っています。

相談はこちらへ

成年後見制度についての相談は次のところにご相談ください。

○地域介護課 ☎㊾2152
○認知症対応・玖波地区地域包括支援センター ☎㊼7461
○地域包括支援センター ☎㊸1165

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を―

問い合わせ　福祉課 ☎㊾2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」、または「所得状況届」を福祉課へ提出してください。（郵送不可）

この届け出がないと、受給資格があっても8月以降の手当の支給が停止されます。必ず提出をお願いします。

対象となる方には、あらかじめ届け出用紙を郵送します。

区　分	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月1日㈭～30日㈮	8月9日㈮～9月11日㈬
持参するもの	○現況届 ○手当証書（手当を受給している方のみ） ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○養育費等に関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃を支払ったことが証明できるもの（領収書、預金通帳のコピーなど） ○光熱水費を支払ったことが証明できるもの（領収書、検針票、預金通帳のコピーなど） ※その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。 ※「一部支給停止適用除外事由届」（水色の用紙）が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。	○所得状況届 ○手当証書（手当を受給している方のみ） ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○受給者、配偶者および扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類（個人番号カード、個人番号通知カードなど） ※その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。

福祉のとびら No.80

虐待に気づいたら通報

障害者虐待の防止―

問い合わせ　福祉課 ☎㊾2146

虐待は人の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加を妨げるものとなります。

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域でその人らしい尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことです。社会全体で障害者の虐待防止に取り組む必要があります。

障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、養護者に対する支援などの施策を促進し、障害者の権利利益の擁護を目的としています。

障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほか心身の機能に障害がある人で、障害および社会的障壁によって生活に相当な制限を受ける人です。障害者には18歳未満の人や、障害手帳を取得していない場合も含みます。

障害者虐待の種類

○養護者による虐待
○障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待
○使用者による障害者虐待

養護者とは

障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人などが該当します。

また、同居していなくても、現に世話をしている親族・知人なども該当する場合があります。

障害者福祉施設従事者などとは

障害者総合支援法などに規定する「障害者福祉施設」または「障害者サービス事業等」の業務に従事する人が該当します。

使用者とは

障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者そのほか労働者に関し、事業主のために行為をする人が該当します。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主なども含まれます。

障害者虐待の例

○身体的虐待
○性的虐待
○心理的虐待
○放棄・放置
○経済的虐待

通報窓口

虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、次の通報窓口に通報してください。虐待を受けた障害者が通報窓口に届けることもできます。市の福祉課に電話、またはメールでご連絡ください。

fukushi.soudan.otake.city@gmail.com